

ホーム > 報道発表資料 > 「企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件」(案)に対するパブリックコメントの実施について

ポスト

令和8年6月24日

金融庁

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件」(案)に対するパブリックコメントの実施について

金融庁では、「企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件(令和八年金融庁告示第三号)の一部を改正する件」(案)を(別紙)のとおり取りまとめましたので、パブリックコメントを実施します。

### 1. 改正の概要

令和8年6月11日に、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が

▶ サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」(以下「実務対応基準」)

を公表したことを踏まえ、当該基準を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の9第5項に規定するサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)として指定します。

#### (基準の概要)

実務対応基準は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成十年法律第百十七号)(以下「温対法」)における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」(以下「SHK制度」)の対象となっている企業が、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」(以下「気候基準」)第49項ただし書の規定により、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し、報告する温室効果ガス排出を用いて開示する場合の取扱いを明確化したものです。主な内容は、次のとおりです。

#### (1) スコープ1 温室効果ガス排出の開示

温対法におけるSHK制度に基づく直接排出について、追加の調整(期間調整を除く。)をせずに、スコープ1 温室効果ガス排出に含めて開示。

#### (2) スコープ2 温室効果ガス排出の開示

① 温対法におけるSHK制度に基づく間接排出については、追加の調整(期間調整を除く。)をせずに、マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出に含めて開示。

② 温対法におけるSHK制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により算定した温室効果ガス排出量について、追加の調整(期間調整を除く。)をせずに、ロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出に含めて開示。

実務対応基準の内容の詳細については、以下をご参照ください。

SSBJ「サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の公表」(2026年6月11日)

([https://www.ssbj.jp/jp/ssbj\\_standards/2026-0611.html](https://www.ssbj.jp/jp/ssbj_standards/2026-0611.html))

### 相談・手続・採用情報

#### ▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

#### ▶ 情報公開等

#### ▶ パブリックコメント

#### ▶ 申請・届出・照会

▶ オンライン行政手続

#### ▶ 入札公告等

#### ▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、「[業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談](#)」への対応について方針を定めています。

#### 📶 新着情報配信サービス

#### 🔍 金融事業者一括検索機能

#### 💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

#### ▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

#### ▶ 関連リンク

#### 🏢 金融庁金融研究センター

#### 📄 SFCO 証券取引等監視委員会

#### 🏢 CPAAOB 公認会計士・監査審査会

## 2. 施行日

改正後の規定は公布の日から施行する予定です。

この案について御意見がありましたら、**令和8年7月24日（金曜）17時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があつた際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#)

### 御意見の送付先

金融庁企画市場局企業開示課  
郵便：〒100-8967  
東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館  
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

(別紙) [企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件（令和八年金融庁告示第三号）の一部を改正する件（案）](#)

### 問合せ先

#### ▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

#### ▶ ウェブサイト受付

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

### 所管

企画市場局企業開示課（庁内用3846、3688）

## サイトマップ

### ▶ 金融庁について

- ▶ 組織
- ▶ 大臣・副大臣・政務官
- ▶ 金融庁の概要
- ▶ 金融庁の改革
- ▶ 所管の法人
- ▶ 予算・決算

### ▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
- ▶ 報道発表資料
- ▶ 記者会見
- ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動

### ▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
- ▶ 金融行政方針
- ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策

### ▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
- ▶ 検査・監督の基本方針等
- ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧

### ▶ 金融機関情報


- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連


### ▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
- ▶ 国際金融センター
- ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）

### ▶ アクセスFSA （広報誌）

- ▶ 政策評価
- ▶ 採用情報

- ▶ [アクセスFSA](#) (広報誌)
- ▶ 白書・年次報告
- ▶ 職員による講演等
- ▶ 職員による寄稿等 
- ▶ 利用者の方へ
- ▶ 注意喚起情報
- ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
- ▶ よく閲覧されているページ

- ▶ 政策テーマ等一覧 (金融行政方針との関連)
- ▶ 政策テーマ等一覧 (全体)
- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
- ▶ [金融研究センター](#) 

- ▶ [監督指針・事務ガイドライン](#)
- ▶ [監督指針一覧](#)
- ▶ [事務ガイドライン](#) (第三分冊：金融会社関係) 一覧
- ▶ [告示・ガイドライン・Q&A](#) 等
- ▶ [告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集](#) 一覧
- ▶ [金融上の行政処分](#) 等

- ▶ [金融会社関連](#)

- ▶ [監査監督機関国際フォーラム \(IFIAR\) 事務局への活動支援](#)
- ▶ [国際基準設定主体等の公表資料等](#)
- ▶ [金融安定理事会 \(FSB\)](#)
- ▶ [バーゼル銀行監督委員会 \(BCBS\)](#)
- ▶ [保険監督者国際機構 \(IAIS\)](#)
- ▶ [証券監督者国際機構 \(IOSCO\)](#)
- ▶ [金融活動作業部会 \(FATF\)](#)
- ▶ その他

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス \(EDINET等\)](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話番号：03-3506-6000